

議案第 8 号

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月 24 日

横須賀市教育委員会

教育長 青 木 克 明

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「学校保健課 スポーツ課」を「保健体育課」に改める。

第 7 条教育指導課の部第 5 号及び第 6 号中「（学校体育を除く。）」を削り、同条学校保健課の部各号列記以外の部分中「学校保健課」を「保健体育課」に改め、同部第 3 号中「学校保健」の次に「及び学校体育」を加え、同部第 8 号中「横須賀市学校給食会」を「公益財団法人横須賀市学校給食会」に改め、同号を同部第 15 号とし、同部中第 7 号を第 14 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(13) 学校における食育に関すること。

第 7 条保健体育課の部中第 6 号を第 12 号とし、第 5 号の次に次の 6 号を加える。

(6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関すること。

(7) 体育及び保健体育の準教科用図書に関すること。

(8) 学校体育の研究委託に関すること。

(9) 学校水泳プールの運営に関すること。

(10) 学校体育団体の育成に関すること。

(11) 社会体育行事の開催支援に関すること。

第 7 条保健体育課の部に次の 2 号を加える。

(16) 中学校完全給食の実施に関すること。

(17) 学校給食費の公会計化に関すること。

第 7 条スポーツ課の部を削る。

第 19 条第 3 号中「情報教育の推進」を「教育の情報化推進」に改める。

第 22 条第 1 号の表横須賀市スポーツ推進審議会の項を削り、同条第 2 号の表横須賀市体育功労者選考委員会の項を削る。

第23条の見出しを「（プロジェクト会議）」に改め、同条中「プロジェクトチーム」を「プロジェクト会議」に、「チーム」を「会議」に改める。

第24条及び第25条中「チーム」を「会議」に改める。

第26条中「チームの所掌事務」を「会議の所掌事務」に、「当該チーム」を「当該会議」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表スポーツ課の項を次のように改める。

保健体育課	市立学校体育施設の利用許可	市立学校体育施設開放規則（昭和51年横須賀市規則第7号）第5条第1項	即日
-------	---------------	------------------------------------	----

- 3 横須賀市教育委員会公印規則（昭和35年横須賀市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「学校保健課長」を「保健体育課長」に、「学校保健課の」を「保健体育課の」に改める。

（提案理由）

組織改正に伴い、この規則を改正する。

(部等)

第2条 事務局に次の部及び課を置く。

- (1) 教育総務部 総務課 生涯学習課 教職員課 学校管理課
- (2) 学校教育部 教育指導課 支援教育課 学校保健課 ^{↓「体育」} スポーツ課

(学校教育部)

第7条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 学校における人権教育に関すること。
- (5) 校外行事及び教材選定(学校体育を除く。)の承認に関すること。
- (6) 教育課程(学校体育を除く。)の研究委託に関すること。
- (7) 教科用図書に関すること。
- (8) 学則に関すること。
- (9) 授業料、保育料等に関すること。
- (10) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関すること。
- (11) 通学路に関すること。
- (12) 学校評議員に関すること。
- (13) 教育研究所との連絡に関すること。
- (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (15) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。

- (10) 奨学金の支給に関する事。
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関する事。
- (12) 交通遺児奨学基金の管理に関する事。
- (13) 就学支援基金の管理に関する事。

学校保健課 ^{↓「体育」}

- (1) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (2) 学校の環境衛生に関する事。
- (3) 学校保健の教育課程の指導助言に関する事。 ^{↓「及び学校体育」}
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関する事。
- (5) 学校災害の見舞金に関する事。
- (6) 学校給食に関する事。
- (7) 学校給食物資の調達に関する事。
- (8) 横須賀市学校給食会の指導育成に関する事。 ^{↓「公益財団法人」}

スポーツ課

- (1) 体力の向上に関する事。
- (2) 学校体育の教育課程の指導助言に関する事。
- (3) 学校体育の校外行事及び教材選定の承認に関する事。
- (4) 学校体育の研究委託に関する事。
- (5) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (6) 学校体育団体及びスポーツ団体等の育成に関する事。
- (7) 学校施設(体育施設に限る。)の開放に関する事。
- (8) 体育会館に関する事。
- (9) 生涯スポーツの普及及び振興に関する事。
- (10) 競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関する事。
- (11) スポーツ関係表彰に関する事。
- (12) スポーツ基金の管理に関する事。

- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関する事。
- (7) 体育及び保健体育の準教科用図書に関する事。
- (8) 学校体育の研究委託に関する事。
- (9) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (10) 学校体育団体の育成に関する事。
- (11) 社会体育行事の開催支援に関する事。

- (13) 学校における食育に関する事。

- (16) 中学校完全給食の実施に関する事。
- (17) 学校給食費の公会計化に関する事。

第19条 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修等に関すること。
- (3) ~~情報~~教育の^{情報化}推進に関すること。
- (4) 教育図書その他の資料に関すること。
- (5) その他教育研究所業務に関すること。

(附属機関)

第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課
横須賀市スポーツ推進審議会	教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。	スポーツ課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小中学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	総務課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用に向けた指針となる保存活用計画に関する事項について審議すること。	
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	
横須賀市立学校学期制検討委員会	市立学校における学期制のあり方に関する事項について審議すること。	

横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	
横須賀市体育功労者選考委員会	市内における体育の普及及び振興に貢献した体育功労者の選考に関する事項について審議すること。	スポーツ課
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

(プロジェクト~~チーム~~^{会議})

第23条 2以上の部又は教育機関(以下「部等」という。)の分掌事務に関連する緊要な課題に係る施策を企画調整し、その総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内横断的な組織としてプロジェクト~~チーム~~^{会議}(以下「~~チーム~~^{会議}」という。)を設置することができる。

第24条 ~~チーム~~^{会議}の設置に当たっては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設置目的
- (3) 所掌事務
- (4) 構成員
- (5) 設置期間
- (6) 庶務担当課
- (7) その他の必要な事項

第25条 ~~チーム~~^{会議}に長及びその他の職員(以下「構成員」という。)を置く。

2 構成員は、~~チーム~~^{会議}の所掌事務に関連する部等の職員のうちから教育委員会が任命する。

3 ~~チーム~~^{会議}の長は、~~チーム~~^{会議}の事務を総括し、他の構成員を指揮監督する。

第26条 ~~チーム~~^{会議}の所掌事務に関連する部等は、当該~~チーム~~^{会議}の職務執行に積極的に協力するよう努めなければならない。

(標準処理期間等)

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合は、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを処分して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するため必要とする日数を含む。)
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

別表(第2条第1項関係)

1 共通事項

許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
行政財産目的外使用許可	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項	21日
行政財産目的外使用に係る使用料減免	財産条例(昭和39年横須賀市条例第27号)第10条第3項	21日

2 教育委員会事務局教育総務部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
生涯学習課	文化財の現状変更等の許可	文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第6条	90日
	文化財の市外搬出許可	同条例第6条	60日
	指定文化財等の所有者等に対する補助金の交付決定	同条例第8条第1項	60日
	万代会館の使用許可	万代会館条例(昭和55年横須賀市条例第22号)第6条第1項	即日
	万代会館使用における特別設備その他の付帯行為の承認	同条例第7条	即日
	万代会館の使用許可事項変更の承認	同条例第8条	即日
	万代会館の使用取消しの承認	同条例第8条	即日
学校管理課	学校施設の利用許可	横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第8号)第27条	14日

3 教育委員会事務局学校教育部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
教育指導課	市立高等学校の授業料、入学検定料及び入学金の減免	市立学校の授業料等に関する条例(昭和32年横須賀市条例第19号)第4条	15日
	市立幼稚園の保育料及び入園料の減免	同条例第4条	15日
支援教育課	小学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条	7日
	中学校等への就学義務の猶予又は免除	同法第18条	7日
	小学校又は中学校の学区指定変更の承認	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条	7日
	小・中学校の区域外就学の承諾	同令第9条第1項	7日
	盲者等の区域外就学の承諾	同令第17条	30日
	交通遺児奨学金の支給認定	交通遺児奨学金支給条例(昭和50年横須賀市条例第7号)第5条	7日
スポーツ課 〔保健体育〕	体育会館使用料の減免の承認	体育会館条例(昭和29年横須賀市条例第31号)第13条	即日
	体育会館使用料の還付の承認	同条例第14条	即日
	市立学校体育施設の利用許可	市立学校体育施設開放規則(昭和51年横須賀市規則第7号)第5条第1項	即日

4 教育機関

所管課等名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
中央図書館	図書館カードの交付	図書館条例施行規則(昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号)第2条第1項	即日
	団体貸出利用の承認	同規則第5条第1項	即日
	資料複写の承認	同規則第8条第1項	即日
	視聴覚資料の利用の承認	同規則第11条第1項	即日
	貸出禁止資料の貸出し許可	同規則第12条	即日
	寄贈資料の受入れ	同規則第15条第1項	即日
博物館運営課	寄贈資料の受入れ	博物館条例施行規則(昭和29年横須賀市教育委員会規則第5号)第3条第1項	15日
	資料複写の承認	同規則第5条第1項	即日
美術館運営課	特別利用の許可	美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号)第6条第1項	15日
	特別利用料の減免	同条例第7条第3項	15日
	観覧料及び使用料の減免	同条例第5条第6項	15日

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、形式番号、書体、寸法、管守者及び個数は、別表第1に掲げるとおりとし、公印の形式は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 電子計算機に記録する公印の名称、形式番号、形式、書体、寸法、管守者及び使用区分は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 第1項の公印は、朱印とする。

別表第3(第3条第2項関係)

公印の名称	形式番号	形式	書体	寸法(ミリメートル)	管守者	使用区分
横須賀市 教育委員会 教育長 之印	1	横須賀市 教育委員会 教育長之印	てん書	方21	窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					各行政センター館長	行政センターの所管事務で、館長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					支援教育課長	支援教育課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					学校保健課長	学校保健課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

横須賀市2 教育委員会教育長 職務代理者之印	横須賀市 教育委員会 教育長職務 代理者之印	てん書	方21	窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
				各行政センター館長	行政センターの所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
				支援教育課長	支援教育課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
				学校保健課長	学校保健課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

体育]

体育